

介護保険施設利用者負担額の減額手続きを受け付けます

低所得の方には、介護保険の施設利用（ショートステイ）が困難とならないために、介護保険の居住費（滞在費）と食事の負担限度額が設けられています。「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、利用者の負担額が減額されます。市民税非課税世帯の方で、対象になる方は申請をしてください。

< 減額された場合の自己負担限度額（1日当たり） >

自己負担額が減額される対象	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室()	多床室	
第1段階 本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給または、生活保護の方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人と世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 本人と世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

()カッコ内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の従来型個室の負担限度額です。

< 標準的な自己負担額（1日当たり） >

ユニット型個室...1,970円 ユニット型準個室...1,640円 従来型個室...1,640円（特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）は1,150円） 多床室...320円 食費...1,380円

申請方法 市役所1階いきいき長寿課介護保険係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入して、手続きしてください。

現在、減額サービスを受けている方も更新の手続きが必要です。

☎☎ いきいき長寿課介護保険係 ☎44-3152 ☎市民サービス課市民福祉係 ☎23-9213

社会福祉法人施設での利用者負担額軽減制度があります

対象 次の ~ すべてに当てはまり、特に生活が困難であると認められた方

市民税非課税世帯の方

年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下の方

預貯金などの額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下の方

日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない方

負担能力のある親族などに扶養されていない方

介護保険料を滞納していない方

軽減割合 4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

（税制改正に伴う激変緩和措置の場合は、年間収入が単身世帯で190万円で、軽減割合は8分の1になります）

軽減の対象になる費用 訪問介護・通所介護・認知症対応型通所介護・短期入所生活介護（いずれも介護予防サービスを含む）、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設の利用者負担額、居住費（滞在費）、食費

軽減制度を利用するには、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が必要です。

申請方法 市役所1階いきいき長寿課介護保険係または、支所1階市民サービス課市民福祉係にある申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて手続きしてください。

社会福祉法人によっては、軽減制度を利用できない場合もあります。

現在、軽減サービスを受けている方も更新の手続きが必要です。

☎☎ いきいき長寿課介護保険係 ☎44-3152 ☎市民サービス課市民福祉係 ☎23-9213

